

● 一時預かり事業利用料減免に必要な書類は以下のとおりです。

※ 利用料の減免は、市民税非課税世帯であることが条件となります。

① 生活保護世帯の方 【全額免除】

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	生活保護適用証明書 ※年度途中で生活保護適用でなくなった場合は、必ず申し出てください。	お住いの区の保健福祉センター

② 市民税非課税世帯の方 【半額免除】

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R7.4.1～R7.5.31）利用】 令和6年度 市民税・府民税証明書 （令和5年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R7.6.1～R8.3.31）利用】 令和7年度 市民税・府民税証明書 （令和6年中の所得証明書）	

③ ②のうち、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の方 【全額免除】

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R7.4.1～R7.5.31）利用】 令和6年度 市民税・府民税証明書 （令和5年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R7.6.1～R8.3.31）利用】 令和7年度 市民税・府民税証明書 （令和6年中の所得証明書）	
◎ いずれか1つ 【必須】	【10月31日まで（R7.4.1～R7.10.31）の利用】 児童扶養手当証書 のコピー （令和7年10月31日までの有効期限）	お住いの区の保健福祉センター
	【11月1日以降（R7.11.1～R8.3.31）の利用】 児童扶養手当証書 のコピー （令和8年10月31日までの有効期限）	
	【10月31日まで（R7.4.1～R7.10.31）の利用】 ひとり親家庭医療証 のコピー （令和7年10月31日までの有効期限）	
	【11月1日以降（R7.11.1～R8.3.31）の利用】 ひとり親家庭医療証 のコピー （令和8年10月31日までの有効期限）	
	障がい者手帳等 のコピー	

※児童以外の同住所に住んでいる人全員（世帯分離している人も含む）が非課税であることを確認する必要があります。全員の課税状況がわかる証明書（世帯員が世帯主の扶養親族である場合は、扶養親族欄にその旨の記載があるものでも可）を提出してください。

・ひとり親家庭医療証及び児童扶養手当証書は、毎年10月31日が有効期限です。11月以降も利用される場合は、新しい証明書のコピーを追加提出ください。

※ 減免に必要な書類の提出がない場合は、減免適用となりません。

※ 飲食費や延長保育料など、実費徴収される分の減免はありません。